

(仮称) 川越市汚泥再生処理センター

整備・運営事業

落札者決定基準

令和6年5月

川越市

● ● ● 目 次 ● ● ●

1	総合評価一般競争入札による事業者の決定	1
2	審査の流れ	2
(1)	事業者選定委員会の設置	2
(2)	参加資格審査	2
(3)	基礎審査	2
(4)	本事業価格の入札	3
(5)	定量化審査	3
(6)	落札者の決定	3
(7)	審査フロー	5
3	応募者の備えるべき参加資格要件	6
4	書類の確認方法及び基礎審査の基準	7
(1)	書類の確認方法	7
(2)	基礎審査の基準	7
5	改善回答書の確認	8
6	入札書の提出	8
7	定量化審査の基準	9
(1)	定量化審査の基本方針	9
(2)	定量化審査の方法	9
(3)	定量化審査の項目及び配点	9
(4)	技術提案内容の得点化	10
(5)	入札価格の得点化	12
(6)	総合評価点数の算出	12
(7)	落札候補者の決定	12

1 総合評価一般競争入札による事業者の決定

(仮称)川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業(以下「本事業」という。)の事業者には、汚泥再生処理センターの設計・建設及び運営に関する専門的な技術やノウハウの保有が必須となる。このため、事業者選定に係る契約締結方式は、技術提案書及び入札価格の総合的な評価によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

(仮称)川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)は、本事業の入札説明書類等に基づき、参加資格審査申請書類、技術提案書及び入札書を、可能な限り客観的に審査して落札者を決定するための基準を示すものである。

2 審査の流れ

総合評価一般競争入札における審査の流れは、次のとおりである。

(1) 事業者選定委員会の設置

本事業の落札者を選定するに当たり、川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業者選定委員会設置条例に基づき、川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）を設置する。

(2) 参加資格審査

参加資格審査は、川越市（以下「本市」という。）において行う。

ア 参加資格審査申請書類の確認

本市は、提出された参加資格審査申請書類が全て揃っており、参加資格審査に支障のないことを確認する。

なお、参加資格審査申請書類に虚偽の記載事項、書類の不備又は重大な不適合があるときは、応募者を失格とする。

イ 参加資格審査

本市は、参加資格審査申請書類により、応募者が落札者決定基準「3 応募者の備えるべき参加資格要件」（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。

本市は、参加資格要件を満たしていると認められると判断したときは、その参加資格審査申請書類の提出者に（仮称）川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業に係る技術提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を要請する。なお、参加資格要件を満たしていないと認められると判断したときは、その参加資格審査申請書類の提出者を失格とする。

(3) 基礎審査

ア 技術提案書の確認

本市は、提出された技術提案書の構成、項目等が全て整っており、技術提案書の基礎審査及び定量化審査に支障のないことを確認する。この結果、提出書類に不備不足がある場合は、その提出者を失格とする。

イ 技術提案書の基礎審査

技術提案書の基礎審査は、事前に本市が審査した後、その結果を事業者選定委員会に諮る。本市及び事業者選定委員会は、提出された技術提案書と要求水準書との整合性及び提出図書間の不整合などを確認する。

本市は、事業者選定委員会が要求水準書の内容を全て満たし、不整合も認めら

れないと判断した場合、その技術提案書の提出者に本事業に係る入札書の提出に関する通知を行う。事業者選定委員会が、要求水準書との軽微な不整合、又は提出図書間の軽微な不整合が部分的に認められると判断した場合には、その技術提案書の提出者に提案内容の改善を指示するとともに、入札書提出に関する通知を行う。事業者選定委員会が、性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案等、要求水準書との重大な不整合、又は提出図書間の重大な不整合があると判断した場合には、その技術提案書の提出者を失格とする。

(4) 本事業価格の入札

本市は、技術提案書の基礎審査を通過し、本事業価格の入札に関する通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）に対し、本事業価格に係る入札を実施する。

本市は、入札価格が、入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税の額を除いたものをいう。以下同じ。）を超過していないことを確認する。この結果、入札書比較価格を超える場合は、その入札参加者を失格とする。なお、入札価格と入札書比較価格の比較は、設計・建設業務に係る価格及び運營業務に係る価格のそれぞれについても行う。

(5) 定量化審査

事業者選定委員会は、次の方法により技術提案書の提案内容と入札価格の定量化を行い、落札候補者を決定する。

ア 非価格要素に関する提案内容の定量化

本市が提示する提案内容について、落札者決定基準「6 定量化審査の基準（4）」で示す審査項目に関する得点化の基準に基づき、審査項目ごとにその優劣を評価し、得点化を行う。

イ 価格要素に関する定量化

入札書に記載された入札価格について、落札者決定基準「6 定量化審査の基準（5）」で示す入札価格を得点化するための算定式に基づき、得点化を行う。

ウ 総合評価点数の算出

非価格要素に関する提案内容の審査及び価格要素に関する審査により算出された審査項目ごとの得点を合計し、総合評価点数を算出する。

エ 落札候補者の決定

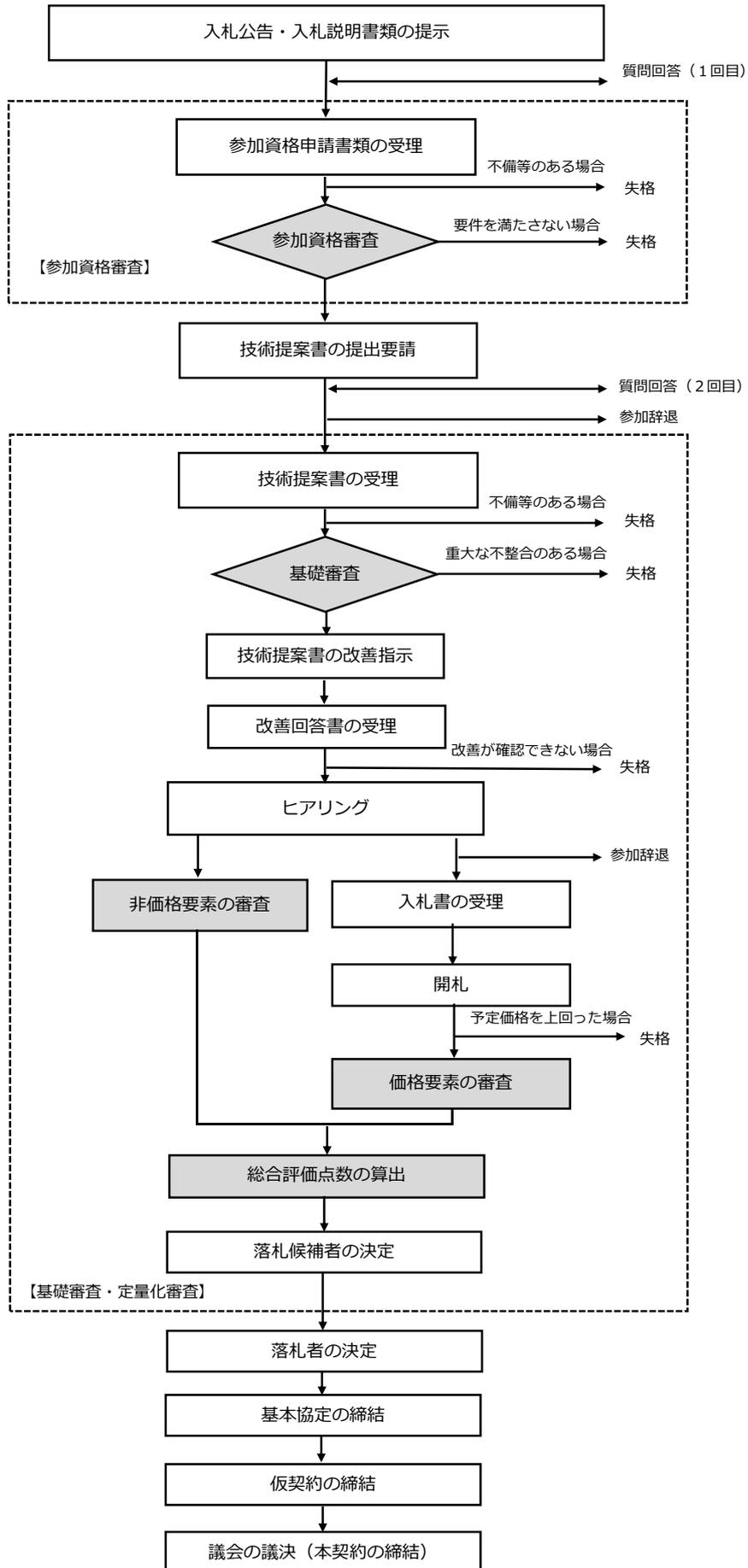
総合評価点数の最も高い者を、落札候補者として決定する。

(6) 落札者の決定

本市は、事業者選定委員会の落札候補者の決定を踏まえ、落札者を決定する。なお、

総合評価点数が最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(7) 審査フロー



3 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業の入札に応募する者は、本事業の発注手続きへの応募から落札決定までの期間において、入札説明書「第4 1 応募者の備えるべき参加資格要件」に示す要件を全て備えていること。

4 書類の確認方法及び基礎審査の基準

(1) 書類の確認方法

ア 確認方法

技術提案書の構成、項目等が、技術提案書の基礎審査及び定量化審査に支障のないことを確認する。この結果、書類の不備不足が確認された場合は、失格とする。

イ 確認内容

- (ア) 提出された入札書類が全て揃っていること。
- (イ) 技術提案書の構成、項目が、入札説明書類に示された基礎審査及び定量化審査の審査項目を満たしていること。

(2) 基礎審査の基準

ア 審査方法

提出された技術提案書と要求水準書との整合性及び提出図書間の不整合などを確認し、本事業への適合性が極めて低いと判断する提案を選別する。

イ 審査基準

(ア) 審査項目

技術提案書の基礎審査における審査項目は、次に示すとおり、本事業への適合性を判断する上で最低限必要な事項とする。

基礎審査の審査項目	
設計・建設	1. 設計計算書と要求水準書の整合性に関する事項
	2. 設備仕様書と要求水準書の整合性に関する事項
	3. 図面類と要求水準書の整合性に関する事項
	4. その他書類と要求水準書の整合性に関する事項
	5. 提出図書間の整合性に関する事項
運営	1. 運営管理体制の提案と要求水準書の整合性に関する事項
	2. 運転管理業務の提案と要求水準書の整合性に関する事項
	3. 施設保全業務の提案と要求水準書の整合性に関する事項
	4. 用役及び物品類の調達・管理業務の提案と要求水準書の整合性に関する事項
	5. その他の提案と要求水準書の整合性に関する事項

(イ) 審査基準

技術提案書の基礎審査における審査基準及び各適合段階における判断と対応は、次のとおりとする。

適合段階	審査基準	判断	対応
A	技術提案書が要求水準書を全て満たしており、提出図書間の不整合も認められない。	合格	ヒアリング及び入札書提出に係る通知
B	技術提案書と要求水準書に軽微な不整合、又は提出図書間に軽微な不整合が認められる。	合格	提案内容の改善指示 改善回答書の確認 ヒアリング及び入札書提出に係る通知
C	性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案等、要求水準書との重大な不整合、又は提出図書間の重大な不整合が認められる。	失格	失格の通知

5 改善回答書の確認

本市は、提出された改善回答書について、指示した事項が改善されていることを確認する。この結果、改善が確認できない場合は失格とする。

6 入札書の提出

本市は、入札価格が、入札書比較価格を超過していないことを確認する。この結果、入札価格が入札書比較価格を超える場合は、その入札書の入札参加者を失格とする。なお、入札価格と入札書比較価格の比較は、設計・建設業務に係る価格及び運営業務に係る価格のそれぞれについても行う。

7 定量化審査の基準

(1) 定量化審査の基本方針

本事業の目的を実現する上で必要な事項を審査項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案者を決定する。

(2) 定量化審査の方法

提出された技術提案書の内、次項(3)に示す特定要求事項の内容及び入札書に記載された入札価格について、審査項目ごとに得点化を行い、それらを合計した総合点数の最も高い者を、落札候補者として決定する。

(3) 定量化審査の項目及び配点

定量化審査における審査項目及び配点は、次のとおりとする。

審査項目		配点
技術提案書 (特定要求事項)	1. 本事業に対する実施方針・実施体制	6
	2. 設計・建設に関する事項	18
	(1) 施設性能に関する事項	8
	(2) 配置・動線計画及び景観に関する事項	5
	(3) 工事工程及び既存施設への配慮に関する事項	5
	3. 運営に関する事項	12
	(1) 施設性能の適正維持に関する事項	8
	(2) 施設の長寿命化に関する事項	4
	4. 事業全体に関する事項	24
	(1) 脱炭素社会実現に向けた取組みに関する事項	8
	(2) 施設の防災、減災等の災害対策に関する事項	8
	(3) 地域の活性化と地元貢献に関する事項	8
	技術提案書の配点計	
入札書	入札価格に関する事項	40
配点合計		100

(4) 技術提案内容の得点化

ア 技術提案内容の得点化の方法

技術提案書の提案内容について、審査項目ごとに評価段階に基づく5段階評価を行い、審査項目ごとの配点に評価段階における評価率を乗じ、審査項目ごとの得点を算出する。

評価段階は原則、委員の総意をもって決定する。ただし、委員の意見が収束しない場合には、委員ごとに評価し、得点を算出した後、その合計の平均値を審査項目の得点とする。なお、点数は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

評価段階	評価基準	評価率
A	当該評価項目において、大変優れている。	1.00
B	当該評価項目において、やや優れている。	0.75
C	当該評価項目において、一定の評価ができる。(標準)	0.50
D	当該評価項目において、やや劣っている。	0.25
E	当該評価項目において、大変劣っている。	0.00

イ 評価の視点

技術提案書の提案内容を評価する際は、審査項目ごとに次の視点に基づき行う。

審査項目	評価の視点
1. 本事業に対する実施方針・実施体制	①本事業の位置付けや事業実施に関する条件を理解した実施方針となっているか。 ②設計・建設及び運営を実施するに当たり、安定的かつ確実な体制が構築されているか。
2. 設計・建設に関する事項	
(1) 施設性能に関する事項	施設の性能（放流水、助燃剤含水率、騒音、振動、悪臭）の安定的な確保に向けた基本的な考え方や機器選定や配置等に際して配慮した点が提案されているか。
(2) 配置・動線計画及び景観に関する事項	①限られた敷地の中で維持管理性、労働安全性等に配慮した効率的かつ合理的な配置・動線計画となっているか。 ②近隣の周辺環境に配慮した施設となっているか。 ③将来的な大規模改修等を想定した配置計画が提案されているか。
(3) 工事工程及び既存施設への配慮に関する事項	①工期遵守のための実効性のある工事工程が提案されているか。 ②工事期間中、既存施設の運営（運転、車両動線等）に支障がでないような工夫が提案されているか。
3. 運営に関する事項	
(1) 施設性能の適正維持に関する事項	①施設性能の適正維持及び効率的な施設運営のための取組について提案されているか。 ②想定される処理機能悪化要因に向けた対応策について提案されているか。
(2) 施設の長寿命化に関する事項	30年程度の安定稼動を見据えた、施設保全計画が提案されているか。
4. 事業全体に関する事項	
(1) 脱炭素社会実現に向けた取組に関する事項	①設計・建設段階において、脱炭素社会実現に向けた省エネルギー・省薬品・省力化等に配慮した提案がされているか。 ②運営段階において、温室効果ガス削減に向けた取組みが提案されているか。
(2) 施設の防災、減災等の災害対策に関する事項	①設計・建設段階において、大規模災害への強靱性確保に向け、し尿処理施設の特性、建設用地の特徴を考慮した提案がされているか。 ②運営段階において、大規模災害発生時の早期復旧に向けた対応策や事業の継続計画（ユーティリティの確保、運転員用の備蓄、災害時の運転体制の構築等）が提案されているか。
(3) 地域の活性化と地元貢献に関する事項	①設計・建設段階において、地域の活性化と地元への貢献に関する基本的な考え方、方法及びその効果等について提案されているか。 ②運営段階において、地域の活性化と地元への貢献に関する基本的な考え方、方法及びその効果等について提案されているか。

(5) 入札価格の得点化

ア 入札価格の得点化方法

入札書に記載された入札価格について、得点化のための算定式により点数を算出する。入札価格の得点化は、「設計・建設業務」及び「運營業務」のそれぞれに対し行う。

イ 算定式

入札参加者の得点は、下記に示す各入札参加者の入札価格（内訳）と最低入札価格又は定量化限度額との比率に配点（設計・建設業務：19点、運營業務：21点）を乗じて算出する。定量化限度額については、入札後に公表する。

なお、点数は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

a. 設計・建設業務

(a) 最低入札価格 > 定量化限度額の場合

価格点数 = (最低入札価格 ÷ 各入札参加者の入札価格) × 19点

(b) 最低入札価格 ≤ 定量化限度額の場合

価格点数 = (定量化限度額 ÷ 各入札参加者の入札価格) × 19点

※入札価格は入札書の「設計・建設業務に係る価格」を用いて算出する。

※定量化限度額以下で入札した参加者の得点は19点とする。

b. 運營業務

価格点数 = (最低入札価格 ÷ 各入札参加者の入札価格) × 21点

※入札価格は入札書の「運營業務に係る価格」を用いて算出する。

(6) 総合評価点の算出

技術提案書の提案内容に関する審査及び入札価格に関する審査により算出された審査項目ごとの点数を合計し、総合評価点数を算出する。

(7) 落札候補者の決定

総合評価点の最も高い者を落札候補者として決定する。